

保育認定の現況届の提出および令和8年度入園の流れについて

子ども・子育て支援法に基づき、保育2号・3号認定を取得し、保育園等（※）を利用している方は、年1回保育認定の現況届の提出が必要です。

現況届の提出により、令和7年10月1日現在の「保育の必要な事由」及び「保育必要量」（標準時間または短時間）が適切か確認するとともに、秋には令和8年度の保育園等の入園審査を行います。

大切な手続きですので、忘れずに提出してください。

※保育園等…認可保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育施設

対象者

令和7年7月1日現在で保育園等に在園している児童で2・3号認定を受けている児童（令和8年4月に1号認定から2号認定へ変更する児童は、9月の新規認定受付期間中に2号認定の申請が必要です）

※令和7年9月末までに退園し、その後市内の保育園等を利用しない方は提出不要です。

※令和8年度に保育園等を利用しない方は提出不要です（卒園児含む）。

また、令和8年度から1号認定に変更することが確実な場合も提出不要です。

※認定についての詳細は裏面①参照

提出期限・提出先

令和7年8月1日（金）までに、現在入園している施設へ提出してください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、ぴったりサービスによる電子申請も可能です。

提出書類

◇認定申請書 兼 現況届（水色）

◇「保育の必要な事由」を確認・証明する書類（裏面②参照）

※児童の父母分を現況届の所定の位置に貼り付けて提出してください。

なお、きょうだいの場合は上の児童に原本、下の児童にコピーを貼り付けてください。

※就労証明書は市ホームページに掲載しています。原則就労先よりエクセルの様式をダウンロードして、作成してもらってください（就労時間が自動計算されます）。

詳細は「事業主の皆様へ」を参照してください。

認定内容に変更がある場合のみ、後日「支給認定決定通知書 兼 支給認定証」を発行します。



今後の流れ

【該当者のみ】

今回提出する現況届と令和8年4月1日時点の「保育の必要な事由」が違う場合、令和7年9月1日～19日までに園にお申し出ください（19日以降に変更があった場合は園までご連絡ください）。求職活動の事由で届け出た後、認定事由が就労等に変更となる場合は裏面②の※3を参照してください。

また、令和8年4月以降、同居する家族の障害の有無に変更があった場合は、至急在園中の園にご連絡ください。保育料や副食費の徴収の免除の有無が変更になる可能性があります。

【全員】

保育園等は1年ごとに入園を決定するため、新規・在園児に関わらず、入園申込の手続きが毎年必要となります。また、保育園等の入園に際しては、保育の必要性に基づく入園選考を行ったうえで入園が決定します。現況届の提出は入園を確約するものではありません。あらかじめご了承ください。

令和8年度入園申込の受付期間

◇一次募集：令和7年10月31日（金）～令和7年11月7日（金） ※入園承諾通知書は1月交付予定

◇二次募集：令和8年1月9日（金）～令和8年1月16日（金）予定

※一次募集で空きがある園のみ二次募集を行います。詳細は令和8年1月8日頃に市ホームページに掲載します。

年間スケジュール、入園選考基準、保育料等は入園のしおりでご確認ください。

（右記二次元コードから確認可能です）



（裏面あり）

①教育・保育給付認定について

上記認定には、お子さんの年齢や保護者の「保育の必要な事由（下記）」に応じて、1号・2号・3号という3つの区分があります。1号認定は「保育の必要な事由」に該当しなくても取得できるため、現況届は提出不要です。

	1号	2号	3号
年齢	認定日の時点で満3歳	認定日の時点で満3歳	0～2歳
保育の必要な事由	該当しなくてもよい	該当する	該当する
利用時間	教育標準時間 (園により異なる)	保育短時間(最長 8 時間) 保育標準時間(最長 11 時間)	保育短時間(最長 8 時間) 保育標準時間(最長 11 時間)
利用施設	幼稚園 認定こども園(教育利用)	保育園 認定こども園(保育利用)	保育園 認定こども園(保育利用) 地域型保育施設

②「保育の必要な事由」を確認する添付書類について

2号・3号認定は、保護者の双方が下記グレー欄の「保育の必要な事由」に該当する必要があります。入園選考の際は、保護者の双方のうち基準点の低い方の事由の点数を使用します。保護者双方の基準点の合算値ではありませんのでご承知おきください。また、複数の事由に該当する場合でも、いずれか一つの事由で認定されます。

必要な添付書類は下記のとおりです。

就労又は就学(月48時間以上※1)	出産前後	保護者の傷病、障害
就労証明書(※2) 又は就学証明書	・申立書 ・母子手帳のコピー (表紙+P4(予定日のページ))	・申立書 ・診断書または 障害者手帳のコピー
震災等の災害復旧 り災証明書	求職活動※3 ・申立書	親族の介護・看護 ・申立書 ・診断書または 各種手帳のコピー

就労証明書は市 HP よりダウンロードして作成してください

申立書は共通の様式です

※1就労時間のうち、休憩時間や残業時間を除いた時間で認定します。

※2法人化されていない自営業、農業等従事者の場合は、本人が従事していることが分かる書類(直近の確定申告書の控えの写しなど)も添付してください。

※3 求職活動で認定申請書を提出した場合であっても、就労等により現況届の基準日(令和7年10月1日)以降認定状況に変更がある場合、1次募集の入園申込期間が終わるまでに証明書類を提出すれば認定事由を変更した上で入園選考を受けることができます。

幼稚園のない地域(小国地域・寺泊地域・川口地域)では、「保育の必要な事由」に該当しない場合でも、3歳以上児に限り例外的に「2号認定(保育短時間)」により、保育園へ入園することができます。
※令和5年4月に中之島保育園、こしじ保育園が認定こども園へ移管したことに伴い、中之島地域、越路地域の児童は令和7年度入園から「保育の必要な事由」に該当しない場合は2号認定で入園することができません。

長岡市教育委員会 保育課 入園窓口係
〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1-1
さいわいプラザ内6F
TEL ▶ 0258-39-2377 (入園専用番号)

